

今時流行を踏まえた豚流行性下痢の防疫対策のポイント (農場へ入る関係者向け)

1 全般的な留意事項

- 本病の防疫対策は飼養衛生管理の徹底を基本としています。
- 各農場、関連施設の各段階における複層的な対策の実施が必要です。
- 防疫対策は農家だけでなく、農場・と畜場等に出入りする全ての者（飼料業者、死亡獣畜、取扱業者、運送業者、建設業者等）を対象とする必要があります。
- 「やってるつもり」、「できているはず」ではなく、「やっているのか」、「出来ていないところはないか」との姿勢で再度確認して下さい。
- 未発生県、未発生農場であっても飼養衛生管理の徹底を基本とした対策の実施が必要です。
- これらは全ての疾病対策に通じ、生産性向上にも寄与します。

2 病原体侵入防止対策

- 豚、人、車両、作業器具等の出入りの管理（部外者の出入り制限、訪問者の記録等）に協力して下さい。
- 農場の入口等での車両等の洗浄・消毒を徹底して下さい。
- 訪問者は、衛生管理区域に立ち入る際には農場専用の履物と衣類を着用して下さい。
- 畜産関係施設に出入りする作業員や車両の洗浄・消毒を徹底して下さい。
- 農場の野生動物の接触防止対策にご協力ください。

3 農場間伝播防止対策

- 出荷豚に異状が見られた場合には当該豚の出荷を停止し、速やかに管轄の家畜保健衛生所に通報するようご指導下さい。
- 家畜運搬車が複数の養豚農場へ立ち入ることは控えて下さい。
- 食品残洗も含め、屋外に飼料を露出或いは放置させた状態にするなど、野鳥等の野生動物が接触できる状態を作らないようご指導下さい。
- 系列農場間での伝播遮断（行き来するものの洗浄・消毒徹底、可能な限り作業員の専従化・資機材や車両の専用化）の徹底にご協力下さい。
- と畜場、死亡獣畜取扱場、家畜市場、共同糞尿処理場等の畜産関係施設については洗浄・消毒、荷下ろし作業等での農場間の交差がないようご協力下さい。
- 発生農場からの出荷を受け入れると畜場については、洗浄・消毒の徹底、非発生農場と搬入経路・時間を区分するなど、交差汚染のリスク低減措置を講じて下さい。
- 適切に排せつ物の処理（完熟、野生動物の接触回避、運搬や散布時の注意）をして下さい。
- 臨床症状が見られなくなっても飼養衛生管理の徹底によるまん延防止対策及びワクチン接種による哺乳豚の発症阻止・軽減措置を継続して下さい。

4 消毒について

- 豚や排せつ物の運搬車両については、タイヤ周りだけでなく、荷台、運転席マット等を含め、車両全体を念入りに洗浄・消毒して下さい。
- 逆性石けん系、アルデヒド系等、有効な消毒薬を、対象物に応じ、適正濃度、頻度で使用するとともに、消毒前に有機物を除去して下さい。

5 早期通報

- 通報遅れや見逃しによる本病の拡大を避けるため、飼養衛生管理基準に基づき毎日の飼養豚の観察を徹底し、異状が確認された場合には、直ちに管轄の家畜保健衛生所に通報するようご指導下さい。

6 疫学調査

- 疫学調査で得られる情報により、発生時に他農場への更なる感染拡大を防止すること、今後の侵入防止対策に生かすことができますので、農家を訪問した場合は訪問者の記録等への協力をお願いします。

農場へ入る関係者の皆さまへ

家畜の伝染病の農場への侵入を防ぐために —飼養衛生管理基準遵守への協力のお願い—

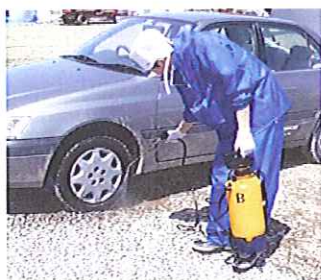
平成25年10月に我が国では7年ぶりの豚流行性下痢の発生が確認されました。その後、12月上旬から発生が急増し、今なお発生が継続しております。

畜産農家に対して、本病の発生予防及びまん延防止には、飼養衛生管理基準の遵守の徹底をお願いしています。

農場に入られる関係者の皆様にも家畜の伝染病の侵入・まん延を防ぐため、この基準遵守についてご協力をお願いします。

1. 農場（衛生管理区域）の出入りの際には、

- ① 車両の消毒（自ら持参した機器による消毒でも可）
 - ② 靴の消毒と手指の洗浄又は消毒
（ブーツカバーや使い捨ての手袋を着用しても可）
 - ③ 家畜に直接接触する物品の洗浄又は消毒
（洗浄や消毒ができない物品は汚れを取り除くことでも可）
 - ④ 記録用紙への記入
（農家があとで確認できるような伝票などでも可）
- を行ってください。



消毒用噴霧器



踏み込み消毒槽



ブーツカバー

（注） 農場では衛生管理区域専用の衣服及び靴を使用してください。

2. 畜舎、家きん舎へ出入りする際には、靴の消毒及び手指の洗浄又は消毒 （ブーツカバーを着用しても可）を行ってください。

3. 家畜に直接接触する注射針や人工授精用器具などの物品を使用する際には、 1 頭ごとに交換又は消毒してください。

- （注） 1 豚の場合、注射針は少なくとも畜房ごとに交換又は消毒してください。
2 消毒できない物品は、汚れを落とすなどしてきれいな状態で使用してください。

問い合わせ先：秋田県農林水産部畜産振興課
電話018-860-1808